

手続きに必要なもの

◆必要な方の資格確認

＜資格確認に必要なもの＞※有効期限があるものはすべて有効期限内に限る。

本人の場合：被保険者証、資格確認書、マイナ保険証、資格情報のお知らせのいずれか1つ
または国民健康保険課が発行した資格が確認できる書類（限度額認定証、マッ
サージ施術受療証、特定健診受診券、特定疾病受療証等）

代理人の場合：委任状 または 必要な方の資格確認ができる書類（上記、本人の場合と同じ）

※委任状については、自署の場合は押印不要。

様式を定めるが、記載内容を満たしていれば指定の様式でなくても受付可。

（手續内容、受任者の情報、委任者本人の被保険者番号、住所、氏名、生年月日が記載されていること）

◆窓口へ手続きに来る方の本人確認

＜本人確認に必要なもの＞※有効期限があるものはすべて有効期限内に限る。

① いずれか1つあれば本人確認できるもの

- ・マイナンバーカード(個人番号カード)
- ・パスポート
- ・運転免許証

※その他、官公署が発行した免許証、許可証若しくは資格証明書等の例

船員手帳、海技免状、小型船舶操縦免許証、猟銃・空気銃所持許可証、宅地建物取引主任者証、
電気工事士免状、無線従事者免許証、認定電気工事従事者認定証、特殊電気工事資格者認定証、
耐空検査員の証、航空従事者技能証明書、運航管理者技能検定合格証明書、

動力車操縦者運転免許証、教習資格認定証、警備業法第23条第4項に規定する合格証明書、
運転経歴証明書(平成24年4月1日以後に交付されたものに限る。)、戦傷病者手帳、

身体障害者手帳、療育手帳身体障害者手帳、療育手帳、在留カード、特別永住者証明書

- ・国又は地方公共団体の機関が発行した身分証明書(写真付き)

② 2種類あれば本人確認できるもの

(イの書類2つ、又はイの書類1つとロの書類1つ)

イの書類

- ・健康保険被保険者証(後期高齢者医療被保険者証)、資格確認書、資格情報のお知らせ
- ・介護保険被保険者証
- ・国民年金、厚生年金、船員保険、共済年金、恩給の証書、国民年金手帳など

ロの書類

- ・学生証(顔写真付き)
- ・医療機関の発行した診察券(顔写真付き)
- ・会社等の身分証明書(顔写真付き)
- ・国又は地方公共団体の機関が発行した資格証明書(①に掲げる書類を除く。)
- ・金融機関の通帳又はキャッシュカード